

1 制度全般について

Q1 この事業の目的は何ですか。

A1 若年の建設労働者を雇用し、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第7条の3の2号の表の下欄に掲げる資格及び建設業法施行規則第18条の3に定める登録基幹技能者講習（以下「施工管理技術検定等」と言います）を受験させることによって人材育成を図ろうとする事業者に対して、予算の範囲内において施工管理技術検定等の受験等にかかる費用の一部を補助することにより、建設技術資格取得を促進、支援しようとするものです。

Q2 今年度限りの事業ですか。

A2 平成28年度から開始し、少なくとも5年程度の実施を予定しています。以降の実施は、今年度の利用状況などを踏まえて検討することとしています。

Q3 問い合わせ先や受付窓口はどこですか。

A3 問い合わせ先及び受付窓口は、香川県土木部土木監理課です。
〒760-8570
香川県高松市番町四丁目1番10号
電話番号 087-832-3506、3507（直通）

Q4 申請書類等の資料はどこで入手できますか。

A4 県ホームページに掲載していますので、そちらからダウンロードできます。
http://www.pref.kagawa.lg.jp/content/dir6/dir6_7/dir6_7_7/kensetsujinzai_potat.shtml

Q5 申請の受付期間はいつからいつまでですか。

A5 令和2年度は、8月31日（月）から令和3年1月29日（金）までです。
受付期間前に提出された申請書は無効になりますので、ご注意ください。

Q6 申請書類はどのような方法で提出すればよいですか。

A6 申請書類の提出は、持参又は郵送となります。
持参の場合は、書類の受け取りのみを行い、その場での審査は行いません。
※申請書類は、郵便法の信書に該当します。特に交付申請書については、対面で信書が受領でき、配達記録が残る簡易書留や一般書留、または、特定信書便事業者が行

う配達記録付きのサービスで送付してください。

Q7 受付は先着順とのことですが、受付期間の途中で受付が終了になることはありませんか。

A7 予算の範囲内での補助であるため、予算額に達した場合は、その日をもって受付を終了し、その日に受理された申請書を対象に抽選を行う場合があります（その日以内での先着順ではありません）。

なお、予算額に達した場合は受付期間の途中であっても受付が終了となりますので、受付を終了する場合は、その旨を県ホームページでお知らせします。

2 補助の対象となる事業者について

Q8 県外の建設業者でも補助金の申請ができますか。

A8 補助対象事業者となる要件として、主たる営業所の所在地が県内であることがあります。

3 補助の対象となる受験者について

Q9 補助申請する年度の4月1日時点で年齢制限がありますが、実際の申請時の年齢にも制限がありますか。

A9 受験者は、交付申請を行う年度の4月1日時点において、34歳以下である必要があります。ただし、実際の申請時の年齢には制限はありません。

Q10 香川県に在住していますが、住民票は県外です。その場合は対象となりますか。

A10 県内に住民票のない方は原則として対象になりません。特別な事情がある場合は事前にご相談ください。

Q11 今年度、補助を受けた受験者が、来年度以降も補助対象の受験者になることは可能ですか。

A11 同一の資格・級・種の施工管理技術検定等においては、下の表に定める補助項目と同一の補助項目に対する補助を重複して受領することはできません。

	補助項目
1	学科試験等
2	学科試験等に係る講習
3	実地試験等
4	実地試験等に係る講習

例えば、同じ「1級土木施工管理技士試験」を受験する場合、下記のように同じ補助項目については、可否に関係なく補助金を重複して受領できません。

- ・本年度：学科試験・講習受講 → 補助金受領（不合格のため、翌年度再受験）
実地試験・講習受講 → 補助金申請せず
- ・翌年度：学科試験・講習受講 → 補助金申請不可（昨年度受領しているため）
実地試験・講習受講 → 補助金申請可能

4 補助の対象、補助金の交付額について

Q12 補助金の対象は何でしょうか。

A12 補助対象は、本年度に実施される施工管理技術検定等（学科試験等又は実地試験等）の受験、講習の受講に要した費用（受講料及び講習会が指定する教材の購入費用）及び登録基幹技能者講習の講習受講料です。

なお施工管理技術検定等の講習受講料については、学科試験等又は実地試験等を受験した場合に限ります。

また、受験手数料や講習会の受講に要した費用は、補助対象事業者（補助申請しようとする建設業者）が支出する必要があります。手続上、まず受験者自身が受験手数料等を支出することも多いと考えられますが、この場合も、補助対象事業者が受験者に対して受験手数料等を支出していれば、その支出額が補助対象経費となります（支出が確認できる書類の添付が必要です）。

Q13 前年度に申し込みした試験の手数料等は、補助対象となるのでしょうか。

A13 本補助金では、補助申請する年度に受験する施工管理技術検定等に要した経費が対象となります。一部の技術検定では、補助申請する前年度に試験申し込みと手数料の払い込みをする必要がありますが、この場合も受験する年度の補助対象金額に計上できます。

Q14 自社で講師を招き、開講した講習会も補助対象になりますか。

A14 この場合は自主的な勉強会の開催となりますので、補助対象外です。

Q15 受験手数料等の払い込みに要した手数料や用紙代は、教材の送料は補助対象となるのでしょうか。

A15 補助対象となる受験手数料は、各実施機関がホームページで公開している受験手数料のみです。払込手数料などのその他の費用は補助対象にはなりません。

なお、講習教材の送料については、実施機関が「受講料」に教材費・送料も含んでいる場合のみ対象となります。「受講料」とは別に教材を購入する場合は、その教材の代金のみが「教材の購入費用」として補助対象となり、送料は補助対象外となります。

Q16 補助金の額は、どのように算出されますか。

A16 補助金額は、（施工管理技術検定等の受検手数料（若しくは登録基幹技能者講習の受講料）の全額＋その他の補助対象経費の全額）、又は3万円のいずれか低い金額（千円未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た額）です。

ただし、受験者が、同一資格・級・種の施工管理技術検定等について、前年度以前に本補助金の交付を受けている場合は、その額が差し引かれます。よって、同一資格・級・種に対しては、補助申請の回数に関係なく、3万円が上限となります。

5 補助金の交付申請について

Q17 県に交付申請書を提出してから交付決定までに、どれくらいの期間がかかりますか。

A17 申請書類が県に到達した日の翌日から起算して、2週間程度で交付決定を行います。ただし、申請書類に不備不足がある場合は、交付決定が遅れることとなります。

Q18 交付申請書を提出する時点で、受験などが完了していても補助対象になりますか。

A18 交付申請時の状況に関係なく、本年度に実施される施工管理技術検定等の受験及び講習の受講に要した費用が補助対象となりますので、申請可能です。

6 事業計画について

Q19 学科試験・実地試験を受験する予定でしたが、実地試験は受験しない場合の手続きなどはどうすれば良いですか。

A19 受験を中止した場合でも、変更内容が軽微である場合（補助金交付申請額の20%以内の減額）であれば、変更申請書の提出を省略することが可能です。

7 実績報告について

Q20 交付決定を受けた時点で、既に受験が完了している場合は、どうすれば良いですか。

A20 交付決定日以前に受験が完了している場合は、交付決定日から14日以内に実績報告書を提出してください。

Q21 支出の証拠となる書類は、振り込みの払込証のコピーで良いですか。

A21 郵便振替の払込証だけでは、その費用を負担したのが受験者か会社かが確認できません。総勘定元帳などの経理書類のコピーもあわせて添付してください。

8 補助金の額の確定について

Q22 実績報告で報告した実績額よりも確定額が少ないのですが、なぜですか。

A22 申請者から提出された実績報告書や添付書類をもとに県で審査を行った結果、補助対象となる経費以外が計上されていた場合は、算定元となる補助対象経費が減額されるため、実績額よりも確定額が少なくなる場合があります。

9 補助金の請求・支払いについて

Q23 補助金の振込口座の名義人は、申請者以外でもかまいませんか。

A23 申請者以外の名義人の口座にお振込みはできません。口座名義人は申請者名と一致している必要があります。

10 合否結果の報告について

Q24 合否結果の報告を提出することとなっていますが、提出しない場合はどうなるのですか。

A24 本補助金は、合否結果に関わらず補助を行いますので、必ず提出してください。合否結果の報告は要綱に定められた補助対象事業者の義務ですので、もし提出されなかった場合、交付決定の取り消しとなり、補助金を返還していただくこととなります。

Q25 いつ提出すれば良いですか。

A25 実績報告書の提出時までには合格・不合格通知書が届いている場合には、実績報告書と同時に提出してください。

実績報告書の提出時までには届いていない場合は、合格発表から14日以内に提出してください。